



ゆりほんじょう市

農業委員会 だより

第12号

平成24年8月 発行

発行 由利本荘市農業委員会

〒015-8501

秋田県由利本荘市尾崎17

TEL 0184-24-6258

FAX 0184-24-6396



撮影 庄司和夫委員

写真の説明

飯沢集落の菖蒲たたきは、毎年旧暦の5月5日に、集落の悪魔払いと無病息災を願って行われている。

この行事は、県内でも数少ない貴重な行事である。

由来は諸説があり、また、いつ頃から行われているのかもはっきりとはわからないが、非常に古い歴史をもつ伝統行事であるといわれている。

菖蒲と蓬（よもぎ）を藁で束ねたものを、子供たちが「今日は5月の※ゴロエジの菖蒲たたき・・」と声を合わせて唱えながら、威勢よく地面を打ち、集落内の各家を1軒ずつまわる。そして各家よりお礼として、お菓子やジュースなどをいただく。

懐かしさのただよ貴重な行事であり、由利本荘市の無形民俗文化財に指定されている。

（菖蒲たたき保存会

会長 庄司 和夫）

※ゴロエジ：5月5日、6日を意味する。

農地利用状況調査を実施

農業委員会では、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止等を目的に、農地の利用状況について毎年調査を実施しています。

今年も、7月17日から20日までの間に、各地域毎に調査を実施し、農地の利用状況等について確認しました。今後は、調査結果を踏まえ、農家の農地利用の現状や今後の意向等を把握し、現状と課題を整理するとともに、遊休農地の発生防止・解消対策、違反転用の



各地区担当委員にわかれ調査を実施

発生防止対策の対応について取り組んで参ります。

また、11月には、今回の調査で遊休農地と判断された農地についてフォローアップ調査を予定しています。

遊休農地や違反転用等の発生を未然に防ぐためにも、地域からの情報を受け付けていますので、各地域の農業委員会にお気軽にご連絡ください。



農地の管理状況を確認

2家族が家族経営協定を締結

農業経営の方針や家族における役割分担などを取り決める家族経営協定の合同調印式が3月26日、広域行政センター「学習ホール」で開催されました。

この日、協定を結んだのは、本荘地域の能登屋貞敏さん・イク子さん夫妻と後継者の美咲さん、大内地域の佐々木亨さん・祥子さん夫妻の2家族です。

調印式では、家族で思い描く農業の将来像をスローガンに掲げ、市農業委員会伊豆秀一会長らが立ち会いのもと協定書に調印し、締結しました。

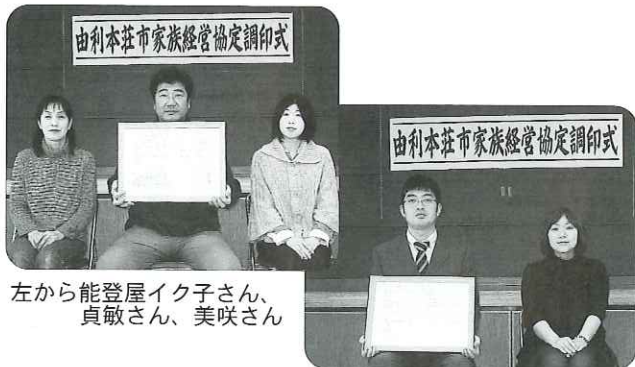
続いて、各家族の代表の方が、今後の抱負について述べられ、能登屋貞敏さんから「水稲、野菜、菌床しいたけ、そば等を作っているが、家族の中で部門を分け、経営規模の拡大を目指したい」、佐々木亨さんからは「水稲、野菜等を作っているが、経営規模を拡大し、販路の拡大にも取り組むたい」と、それぞれの目指していく経営目標に向けた取り組みを、力強く誓いました。

また、県・市より「それぞれの意欲と能力が十分発揮できる環境づくりを」と激励の言葉がありました。

本市の家族経営協定は、今回の締結を含めて47家族となりました。

家族経営協定を締結することにより、認定農業者制度の共同申請が可能となることや農業者年金制度における国庫助成などのメリットがあります。

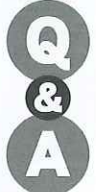
農業委員会では、家族経営協定の推進をはじめ、今まで結ばれた協定の見直しについても行っていきますのでご不明な点などありましたら、農業委員会事務局又は各総合支所庶務班（産業課内）までご連絡ください。



左から能登屋イク子さん、貞敏さん、美咲さん

左から佐々木亨さん、祥子さん

農業者年金に関する Q & A



Q 1 農業者年金に加入するに
は？

A 1 60歳未満の国民年金第1号
被保険者で年間60日以上農業
に従事している方であればど
なたでも加入できます。

Q 2 保険料の支払いは？

A 2 月2万円から6万7千円ま
で自由に選択できます。

Q 3 国からの政策支援があるつ
て本当？

A 3 認定農業者で青色申告をし
ている方など一定の要件を満
たす方は、35歳未満 6千円
から1万円・35歳以上 4千
円から6千円の国庫補助があ
ります。政策支援について
は、月額保険料2万円に固定
されます。(2万円のうち一
定の国庫補助)

Q 4 加入期間中に国民年金第1
号被保険者でなくなった場合
は？

A 4 加入要件を満たさなくなっ
た場合は、任意脱退の届出が
必要となります。また、出稼
ぎなど一定期間の勤めであつ
ても、その期間は加入できま

せんので、届出が必要となり
ます。

また、途中で脱退しても、
将来、年金として受給となり
ます。

Q 5 年金はいつから受給出来る
の？

A 5 原則65歳から受給となりま
す。ただし、一定の要件を満
たした場合は、60歳以降から
受給できます。また、農業者
年金には、旧制度・新制度が
あり、制度によつて若干手続
きが違いますので、ご注意く
ださい。

(旧制度)

・老齢年金65歳から受給可。
・経営移譲年金60歳から受給可。
ただし、65歳が基準のため、年金
額は低くなります。また、農業者
年金加入相当者への移譲であれ
ば、加算付きの年金が受給できま
す。

また、経営移譲年金には、後継
者移譲・第三者移譲の2種類があ
り、後継者移譲の場合は、農地等
を売買・農業者年金加入相当者以
外へ貸した場合などは、年金額に
影響が出る場合があります。



(新制度)

自分で支払った保険料と農業者
年金基金による運用収益により、
年金額が決定します。
・老齢年金60歳から受給可。

農地に関する



Q 1 農地に盛土をする場合、届
出などの手続きが必要でし
ょうか？

A 1 農地の形状を変更し、その
後も農地として利用する場合
は農業委員会への届出(農地
改良届)が必要です。

Q 2 農地を相続したとき、届出
などの手続きが必要でし
ょうか？

A 2 農地を相続した場合は、農
業委員会に届出が必要です。

農地を相続したんだけど、
どうしたらいいの？



・特例付加年金60歳から受給可。
(ただし、老齢年金と併せて受給)
国からの政策支援を受けた分を年
金として受給する場合、後継者や
第三者(農業者年金加入相当者)
への経営継承が必要となります。

お問い合わせ・詳しい資料は農
業委員会事務局・各総合支所庶務
班(産業課内)または、お近くの
JAへ

◎各種申請については、毎月20日
締切(休日の場合は前日)となつ
ています。また、農地改良届・相
続の届については、その都度対応
しますので、詳しくは農業委員会
事務局又は各総合支所庶務班(産
業課内)までお問い合わせくださ
い。



集落営農組合の展望

大内地域 北福田集落営農組合

組合長 齋藤 一 次

当組合は、生産組合として約30年存続してきた組織を、発展的に解散し、平成19年に北福田集落営農組合として設立しました。設立の際は、元々繋がり強い組織でしたし、組合員からは何も異論なくまとまり生産組合の時より2名増えました。

組合員は16名、耕作面積は45畝、育苗から収穫までの一環作業体系です。中間管理は組合員個々で行っています。組合では基幹である稲作以外に大豆を約7畝作付けています。集落には水稲採種組合があり、当組合員の8割強の組合員が採種事業に取り組み、秋田県産米の成果高揚と優良種子の安定生産に取り組んでいます。

しかしながら、大豆の場合、連作ができないことから、ほ場のローテーションを考えたものの、播種圃場が固定されてできないため、複合部門としてネギとキャベツを取り入れています。まだ成果をあげることができず、試行錯誤の段階ですが、他の野菜も視野に入れ、既存の加温施設を利用した野菜苗を生産することで、販売用・自給用に安価で良質苗の供給

を目指しています。

近年、農機具は値上がりして個人で更新することが難しいですが、組合では、今年、トラクターと田植機を購入、低利融資制度を活用できたことから機械面では低コストに繋げることができました。

現在、法人化に向け話し合いを進めています。高齢化と後継者不足、TTPの問題など大きな課題を抱えながら、組合として生き残りをかけた道を模索して、農業の維持・継続ができるように日々頑張っているところです。

(伊藤 文田委員)



大豆播種直前の耕起作業



「頑張るアグリウーマン」

西目地域 齋藤 留利子

私の家はりんご農家です。わいの団地と既存園を合わせて125坪でりんごを作っています。

私は、県内の短大を卒業と同時にりんごの仕事を始め、今年で28年目になります。小さい頃からりんご畑には行ってましたが、いざ自分が仕事をするとなると仕事の手順がわからなくて大変でした。

今ではようやく一人で仕事をこなせるようになりました。

この仕事をやっていて一番大変な事は、自然が相手の仕事です。で、台風や季節風、ひょう害、雪害など毎年何かがあるという事です。落ちたりんごや傷がついたりんごを見ると涙が出てきます。

「もういやだな」と思うときもありますが、りんごの樹を見ていると「また、来年もがんばろう！」と元気になってきます。手を掛けてやると、それに答えてくれるので、とてもかわいいです。

また、5年前に直売所の会員になったのをきっかけに、りんごジュースを作ってみました。これからも、りんごをいろいろなものに加工してみたいです。



摘花作業中の齋藤さん

これからは、古木になったりんごの樹を改植して、新しい品種を少しずつ増やしていきたいと思っています。さらに、既存園の空いている場所へりんごの苗木を植えて、昔のような畑に戻すことが私の夢です。

(三浦 善信委員)



生涯現役

岩城地域 佐藤 弘
リツ子 ご夫妻

弘さん（70歳）、リツ子さん（65歳）

の一日は朝の4時から始まります。今日一日の作業計画は前夜に立て、弘さんは田んぼの見回り、リツ子さんはハウス、畑に向かいます。

佐藤家は水稲5畝、大豆60ア、100坪のハウス、畑への露地野菜栽培と通年専業農家です。

主に弘さんが水稲、大豆、ハウス、リツ子さんが露地野菜とハウスを担当しています。

弘さんは、20〜40代の頃は、運輸関係の仕事で長距離の運転手、その後は秋田市への会社勤めと、定年までは兼業農家でした。家の事、町内の事はリツ子さんが頑張ってきました。専業農家となった現在は、ハウスでは、春の育苗に始まり、ミニトマトの定植、秋以降はアスパラ菜、ホウレン草等の作付、冬の間には春苗の播種と、二人にとっては一年中目の回る様

な忙しい日々が続きます。

収穫した野菜等は道の駅産直直売所やJAに出荷します。お得意様が付き評判も上々で、かなりの売上高のようです。

弘さんは、人望が厚く、現在、道川集落営農組合長、岩城支部営農副支部長、JA秋田しんせい岩城地区総代、産直会役員、町内会役員と要職をこなしながら、頑張っています。地域内でも、ご多分にもれず高齢化が進み、稲作が出来ない農家の水田を集積、作付けし、未耕作地を防止しています。

弘さん、リツ子さん夫妻は、「あと何年できるか分かりませんが、身体が続く限り、皆様に安心・安全なおいしいお米、野菜を食べて頂ける様に頑張りたい。また、昔は米価が高くて、農業が楽しかつたけれど、昨今はTPP問題、米価の下落とめまぐるしく変化する農業行政、そして自然災害

と明るい話はあまりありませんが、農業をやってきて良かった」と話しておられます。

弘さんに楽しみをお聞きますと、毎晩の晩酌と各種会議、講習会の後の懇親会に集った方々と、お酒を飲みながら色々な話をし、饗にのると十八番の北国の春を歌えると最高の事です。

百姓は自分達にとって誇りでもあり楽しみでもあるという、弘さん、リツ子さんご夫妻、これからも仲良く健康に気を付けて農業を続けていきます。

（佐藤 喜勝委員）



田植え作業中の弘さん・リツ子さん夫妻

農業委員会の情報がインターネットでご覧いただけます

ホームページ

<http://www.city.yurihonjo.akita.jp>

（市役所HP「産業振興」→「農業委員会」）

●主な情報

- ・総会開催日程等
- ・農地法関係に関する情報
- ・賃借料情報に関する情報
- ・農業者年金に関する情報
- ・農業委員会だより 等

農家のための情報誌

全国農業新聞の購読をあなたも

発行…毎週金曜日(月4回)
購読料…月600円(送料込み)
申込先…農業委員会事務局
又は各総合支所庶務班
(産業課内)



農業に チャレンジ

鳥海地域 榊 清 康

私は平成20年の会社の退職を機に、翌年より家業を継ぐ事となり、少しずつ基本的な知識などを得ながら日々、農作業に奮闘しています。

家では、水稻、花き（りんどう・菊）を栽培し、主に平成17年にスタートした鳥海りんどうを経営の柱として、様々な問題を抱えながら家族4名、雇用も導入しながら、毎日汗を流しています。

今年はりんどうの新植や菊の面積も増やした結果、花の栽培面積で約70坪となりました。そのため3月から5月末の菊定植まで体力的にハードな春作業となりました。

農業は本当に大変ですが、計画通り作業が進み、程良い結果が得られれば、とてもやりがいを実感できる職業でもあります。

しかし4年目、まだまだ経験不足。マニュアル通りの作業に追われる毎日で、まだ入念に計画を立てられる段階まで達してないのが現状です。また、近年の異常気象により、台風や自然災害など不測の事態等への対応など考え挙げれば不安は尽きません。



りんどうほ場で作業中の榊さん

今は、開花のタイミングが気になっていきます。お盆やお彼岸の最大の需要期に、いかにより多く出荷できるかが、年間の収益に大きく影響してきます。昨年は盆品種が合わず、少し残念な結果でした。

販売に関してはJAを通じて、仙台、秋田、関東、関西などの各市場への出荷と販路も拡大しています。

秋田鳥海りんどうは品質、色合いなど市場評価がかなり高い水準との事でした。これも鳥海山麓の特異な気象条件や環境、JAや県の熱心な指導のお陰で得ることが

できた評価と考えています。

今後はPPP問題など、農業情勢はより厳しくなるとの事ですが、まだ先の事は全くわかりません。今は今やるべき事ができる限り行い、より多くのニーズに応えられる様な良い花造りを目指して頑張っていきたいと思っています。
(大場 弥吉・石田 安子委員)

農家の世話役 農業委員に

ご相談ください

農業委員会では、法令に基づく業務の他に、地域農業の振興を図るための活動を行っています。

農家の皆さんが日ごろ農業経営の中で疑問に思うことなどについてご相談を受けています。お近くの農業委員、または、農業委員会事務局、各総合支所庶務班（産業課内）までご連絡ください。

☆農地の売買、賃借、贈与について

☆農地に家を建てたい、駐車場や資材置場にした

☆農地に関する問題

☆農業者年金について

※内容によっては、他の担当機関を紹介する場合があります。

編集後記

毎回、広報委員会の委員の方々に記事を取材し、その記事を取材した方に書いてもらい納得のいく内容を掲載しているつもりです。何分素人の編集ですので皆様に満足いくものとなっていないか心配ですが、なかなかしつかりとした内容となつていきます。少しでもお役にたてる情報誌「農業委員会だより」にしたいと思っておりますので是非ご愛読ください。
(佐藤 俊和委員)

● 農業委員会 ●

本 局	農地班	Tel 24-6258
(事 務)	農政班	Tel 24-6259
		Tel 24-6260
		FAX 24-6396
矢 島 務 班	Tel 55-4957	
大 岩 城 務 班	Tel 73-2014	
由 利 庶 務 班	Tel 53-2114	
大 内 庶 務 班	Tel 65-2804	
東 由 利 庶 務 班	Tel 69-2116	
西 目 庶 務 班	Tel 33-4614	
鳥 海 庶 務 班	Tel 57-2205	

- ― 広報委員 ―
- 相庭 安一・佐藤 俊和・佐藤 喜勝
 - 伊藤 一正・小野 眞一・三浦 善信
 - 大場 弥吉・三浦 恵子・石田 安子
 - 伊藤 文円